

電子申請による手続きを始めてみませんか？

～オンラインで業務効率化を目指しましょう～

令和7年1月1日より、労働安全衛生関係の一部手続が原則電子申請により行うことが義務付けられました。

この中で、多数の事業場様から「義務化された報告以外の手続きも電子申請でできないのか」、「e-Govで電子申請をしようと思うが手続き名が見つからない」等の問い合わせがあり、今回マニュアルを作成しました。

このマニュアルでは、e-Govによる電子申請手続きの入力手順について紹介しています。

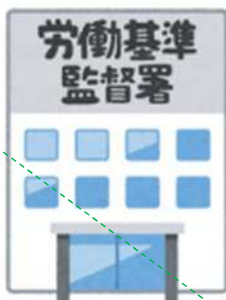
現在の手続き

・パソコン、スマホから記入して電子申請



・e-Gov
・入力支援サービス

・窓口や郵送で様式に記入して報告



電子申請での報告のメリット

☑ その1 「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！

➢ 厚生労働省では、労働者死傷病報告等の作成をサポートする「帳票入力支援サービス」をご用意しております。

- ① 必須項目や入力内容を案内する入力ガイド
- ② ブルダウン選択によりコード入力が可能
- ③ 保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要

☑ その2 スマートフォン、パソコンから報告可能！

➢ テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告できます。

☑ その3 時間短縮！

➢ 労働基準監督署に行く手間・時間を短縮できます。

☑ その4 郵送費がかからない！

➢ 電子申請ですので、郵送費はかかりません。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

Lesson 1 e-Govとは何か

e-GOV ポータル

e-governmentの略

e-Govは、総務省が運営する「電子政府の総合窓口」ポータルサイトで、大きくは「各府省における行政情報の総合的な検索・案内サービス」と「各府省に対するオンライン申請・届出などの手続きの窓口サービス」という2つの役割があります。

e-Govには、政府の統計情報や報道発表資料など、あらゆる行政サービスの情報が集約されており、憲法、法律、政令、勅令、規則など、法令や行政の正確な情報もオンライン上で簡単に検索を簡単に調べることができます。

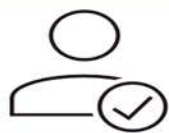
また、行政機関への手続きを、オンラインで自宅やオフィスにいながらワンストップで行うことができます。

企業が行う行政手続きのうち、労働保険関係、社会保険関係、労働基準法関係、最低賃金法関係など多くの電子申請が可能です。



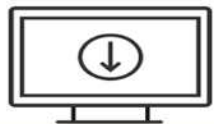
福井労働局労働基準部監督課
広報キャラクター「ふくろー」

【e-Govで電子申請を行うための4つのステップ】



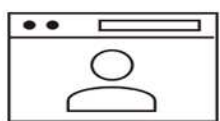
1.e-Gov アカウントの取得

e-Gov アカウントの取得は3ステップで完了します。ステップごとに画面の写真を交えて操作方法をご案内いたします。



2.アプリのインストール

windows、macOS どちらのパソコンでもアプリをご利用いただけます。それぞれのパソコンでの画面の画像を交えて操作方法をご案内いたします。



3.マイページの使い方

「マイページ」についてご案内いたします。「マイページ」では、各行政手続の申請状況の確認や、基本情報の編集などを行うことができます。



4.e-Gov での電子申請

各行政手続の申請・届出、申請した手続の事務処理状況の確認、提出機関から発出される公文書の取得方法など、実際に e-Gov で電子申請を行う方法についてご案内いたします。

【e-Gov電子申請で使える機能】

e-Govによる「電子申請」は、アプリをダウンロードしたパソコンのみ利用可能です。スマートフォン・タブレットではe-Govによる「電子申請」は利用できません。

労働安全衛生関係の一部手続き（令和7年1月1日より義務化されたもの）は「**帳票入力支援サービス**」よりスマートフォン・タブレットからも電子申請が可能となっておりますのでご利用ください（右二次元コードからサービス利用のマニュアルを公開しております）。

要チェックです！

令和7年1月1日より電子申請義務化となった手続き



「帳票入力支援サービス」利用マニュアル



e-Gov電子申請で使える機能

機能	パソコン (アプリケーション)	スマートフォン (Webブラウザ)
<u>申請・届出</u>	●	●
手続の検索	●	●
処理状況	●	●
メッセージ通知	●	●
<u>公文書のダウンロード</u>	●	●

利用できません！

帳票入力支援サービスは、スマホからでも「申請・届出」が可能です。ただし、電子公文書のダウンロードに関しては、e-Govマイページからしかできませんのでご注意ください。

Lesson 2 アカウントを取得する

初めてe-Gov電子申請をご利用する際には、アカウントの取得が必要になります。

アカウントには、以下の表の記載したものがあり、**どれか1種類を取得する必要があります。**
(既にいずれかのアカウントをお持ちであれば次のステップに進んでください)。

このマニュアルでは、「e-Govアカウント」の取得までの流れを紹介しますが、簡単な3ステップで取得することができ、5分～10分程度でアカウントの登録が完了します。

サービス名	概要
e-Govアカウント	e-Govが発行するアカウントです。
GビズID	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。
Microsoftアカウント	マイクロソフトが提供するサービスです。
Googleアカウント	グーグルが提供するサービスです。



【e-Govアカウント取得の流れ】

下記のとおり、「e-Govアカウント」、「イーガブアカウント」等の名前で検索をかけると、「1.e-Govアカウントの取得」が表示されるのでクリックする。

Search bar: e-Govアカウント [検索]

↓

URL: https://shinsei.e-gov.go.jp > contents > beginner > account

1.e-Govアカウントの取得

初めてe-Gov電子申請をご利用する際には「e-Govアカウント」の取得が必要になります。
「e-Govアカウント」は、簡単な3ステップで取得することができ、5～10分程度で ...
アカウントの作成・変更・削除 e-Govアカウント仮登録入力 ログイン

e-Govポータルサイト

クリックしたページより、「e-Govアカウントの登録」ボタンをクリックする。
表示された入力画面に使用するメールアドレスを入力し、「内容を確認」ボタンをクリックする。確認画面で入力内容に問題がなければ、「登録」ボタンをクリックする。

1-1.仮登録

下のボタンより、「e-Govアカウント仮登録入力」を開き、e-Govアカウントとして使用するメールアドレスを入力します。

e-Govアカウントの登録

e-GOV アカウント

仮登録入力 仮登録内容確認 仮登録完了

e-Govアカウント仮登録入力

ここで入力したメールアドレスがログイン時に使用するメールアドレスとなります。メールアドレスを入力したら、[内容を確認]をクリック

メールアドレス: [入力欄]

内容を確認

e-GOV アカウント

仮登録入力 仮登録内容確認 仮登録完了

e-Govアカウント仮登録完了

仮登録完了です！
入力したメールアドレスに本登録用の案内メールが届くので確認しましょう

登録したメールアドレス宛に、「【e-Gov】アカウント本登録のご案内」の件名でメールが届くため、メール内の登録URLをクリックする。登録画面に遷移するため、ログイン時に使用するパスワードを登録する。

【メールの通知文】



画面遷移



画面遷移



これにて、e-Govアカウントの取得が完了です。
お疲れ様でした。
次のステップに進みましょう。

Lesson 3 アプリのインストールをする

アカウントが取得できたら、次に電子申請を行うためにアプリをダウンロードをする必要があります。アプリは、お使いの端末種類（Windows、Mac）によって異なります。

e-Govポータルサイトの上段タブに表示されている「利用準備」をクリックする。

表示されたページを下にスクロールしていくと、「3 アプリケーションのインストール」と記載された項目が現れるため、お使いの端末種類（Windows、Mac）に応じたアプリのダウンロードボタンをクリックする。なお、それぞれボタン下に「インストール手順」を確認できるボタンがあるため、必要に応じて活用してください。



3 アプリケーションのインストール

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

Windows版

e-Gov電子申請アプリケーションの
ダウンロード（Windows版）

インストール手順を確認（Windows版）

macOS版

e-Gov電子申請アプリケーションの
ダウンロード（mac OS版）

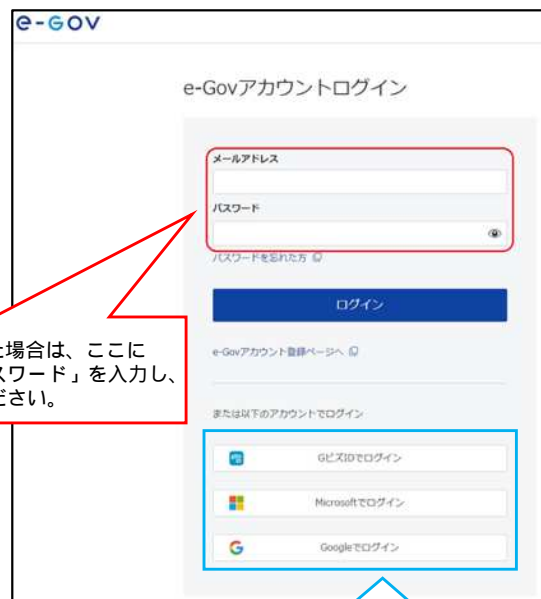
インストール手順を確認（mac OS版）

お使いの端末種類で選択してください。

Lesson 4 マイページの使い方を知る

アカウント（Lesson 2 参照）を取得すると、e-Govポータルサイトのログインができますようになります。ここでは、ログイン後に表示される、「マイページ」について、見方を紹介します。

●「マイページ」までの流れ



e-Govアカウントを取得した場合は、ここに「メールアドレス」と「パスワード」を入力し、ログインボタンを押してください。

e-Govアカウント以外のアカウントをお持ちの場合は、ここから選択してください。

【マイページの表示画面】



(1) 上段タブ（グローバルナビゲーション）
各メニューは以下のとおりです。

マイページ : トップページに戻ります
 手続き検索 : 手続きを検索できます
 手続きブックマーク : ブックマークした手続一覧から申請ができます
 申請案件一覧 : 申請済の案件一覧から状況を確認できます
 メッセージ : 申請案件に関する府省からの通知、お知らせや公文書を確認できます
 基本情報管理 : 申請に使用する基本情報の登録や管理ができます

(2) ダッシュボード

未読のメッセージの件数が表示されます。
 未読メッセージ件数が表示されている枠内をクリックすると、それぞれの一覧画面に遷移します。
 遷移先の一覧画面では未読を含め、既読メッセージも確認することができます。
 メッセージは必要に応じて検索し、絞り込むことが可能です。

(3) ブックマーク
 ブックマークした手続が表示されます。

(4) 直近の案件
 直近の申請済の案件が表示されます。

(5) 一時保存している申請案件
 作成中未提出の申請が一覧表示されます。

補正依頼や手続き終了等のお知らせが入りますので、放置することなく、適宜確認するようにしてください！



Lesson 5 電子申請を行う

いよいよ実際の電子申請手続きです。

今回は、敦賀労働基準監督署管内で特に申請が多い「**電離放射線健康診断結果報告書**」の記載方法（注意点含む）を紹介します。

なお、ほとんどの労働安全衛生関係手続は**電子証明書が不要**な手続きになります。

● 電離放射線健康診断結果報告書の申請手続きの流れ

マイページの上段タブの「手続検索」をクリックする。

手続検索では、「状況から探す」や「手続名称から探す」等複数の方法で手続きを検索することができます。今回は、「手続名称から探す」にて、「電離放射線健康診断結果報告書」と入力して検索する。

検索結果から、「電離放射線健康診断結果報告」の「申請入力へ」ボタンを押す。

ブックマーク登録しておく
と次回から検索する必要が
なくなります。（「マイページ」
のブックマークに表示される
ようになります）



申請入力画面に遷移すると、まずは「申請書情報」、「連絡先情報」を入力する必要があるため、それぞれ「申請者情報を設定」ボタン、「連絡先情報を設定」を押し、入力を行う。

【申請者情報や連絡先情報の入力画面】

必須

と書かれた項目は入力漏れがあるとエラーが出るので全て入力する。
また、項目ごとに「全角」、「半角」入力を指定されているので留意する。
入力が完了したら「内容を確認」ボタンを押す。

法人番号や郵便番号から自動入力
できる機能がありますので、
ご活用ください。

申請者情報入力

個人が法人が選択後、申請者の情報を入力してください。

個人・法人選択

申請者が個人が法人が選択してください。

☐ 個人 ☒ 法人

申請者情報

申請者の情報を入力してください。

必須 法人番号

1234567890123 法人情報自動入力

半角数字で入力してください。

必須 法人・団体の名称

敦賀労働基準監督署

全角で入力してください。

必須 法人・団体の名称のフリガナ

ツルガロウドウキジュンカントクショ

全角カタカナで入力してください。

必須 代表者氏名

労働 太郎

全角で入力してください。

必須 代表者氏名のフリガナ

ロウドウ タロウ

全角カタカナで入力してください。

任意 役職名

一般

全角で入力してください。

任意 部門名称

総務部

全角で入力してください。

任意 部門名称のフリガナ

ソウムブ

全角カタカナで入力してください。

法人番号が不明な場合は、
「国税庁法人番号公表サイト」
から調べることができます。



必須 郵便番号

914 - 0055 住所自動入力

日本国外の住所を入力する場合は、「000-0000」を入力してください。なお、日本国外の住所を入力する際には、住所自動入力機能は利用できません。住所1以降の入力欄に直接記入してください。

必須 都道府県名

福井県

全角で入力してください。

必須 都道府県名のフリガナ

フクイケン

全角カタカナで入力してください。

必須 住所1(市区町村、行政区及び町名番地)

敦賀市鉄輪町1-7-3

全角で入力してください。

必須 住所1フリガナ

ツルガシカナワチョウ

全角カタカナで入力してください。

任意 住所2(ビル名、建物名、マンション名等)

中央合同庁舎第2号館

全角で入力してください。

任意 住所2フリガナ

チュウオウゴウドウチョウシャダイニゴウカン

全角カタカナで入力してください。

必須 電話番号

0770 - 322 - 0745

半角数字で入力してください。

任意 FAX番号

12 - 3456 - 7890

半角数字で入力してください。

任意 電子メールアドレス

abcd@efg.jp

☒ この申請者情報を次回も使うために登録する

キャンセル 内容を確認

ここにチェックを入れておけば、
次回申請時に、入力した内容が
保存されます。



連絡先情報選択

連絡先の情報を選択してください。追加・編集もできます。

選択中

個人/法人	法人名	氏名・代表者氏名	住所	編集	選択解除
個人	-	労働 次郎	福井県敦賀市鉄輪町		

登録情報

検索条件

1件 << 1 / 1 >> 表示件数 20

追加

個人/法人	法人名	氏名・代表者氏名	住所	編集	選択中
個人	-	労働 次郎	福井県敦賀市鉄輪町		

申請者情報や連絡先情報を保存しておく、
次回より左のように該当の情報を選択する
ことができます。

なお、申請内容に不備等があった場合は、
「連絡先情報」に登録された

担当者名、連絡先

あてに問い合わせを行いますので、
適切な入力をお願いします。

電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）の入力を行う。入力は、様式に直接入力していく（直観的）。

2. 電磁放射線健康診断結果報告書 / 電子申請

申請：提出に関する事項を入力してください。

確認：報告書の内容が正しければ、次の様式と一緒に印刷用紙を宛の部署までご送付ください。

| 申請する様式一覧 |

[戻る]	[送 プレビュー]
----------------------	---------------------------

[高圧放射線健康診断結果報告書（方式第2号）（第5号と共通）】（1）（1ページ）](#)

[確定印刷](#)

様式第2号（第1号共通部分）

電磁放射線健康診断結果報告書

照会 種別	8 0 3 0 7	支庁別 調査年	市町村別 調査年	都道府県別 調査年	国別 調査年
対象者 の属性	☐ 平成 30年度 ☒ 令和 5年度	☐ 平成 30年度 ☒ 令和 5年度	(検索) (選択)		発症年月日 〒 年 月 日
事業 の区画	事業場の名称				
事業場 の所在地	郵便番号 (〒 - -)				

労働者が従事するコードを選び入力する。

コード	給源
10	医療用のエックス線設置
11	工業用等のエックス線設置で撮影用のもの
12	工業用等のエックス線設置で透視用のもの
13	工業用等のエックス線設置で分析用のもの
14	工業用等のエックス線設置でその他もの
15	高電圧子を加速する設置
16	製造工程中のエックス線管
17	製造工程中のケノトロン
18	医療用のガンマ線照射設置
19	工業用等のガンマ線照射設置
20	ガンマ線照射設置以外の放射線物質を設備している機器
21	放射線物質
22	原子炉
23	我が国におけるウランガス



常時50名以上の労働者を雇用する事業場は、
「産業医」欄の入力が必須です。
業種は関係ありませんのでご注意ください。

【電離放射線健康診断結果報告書の入力画面】																																													
電離放射線健康診断結果報告書																																													
新報 種別	8 0 3 0 7			労働保 険番号	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11																																								
対象年	〒 平成 9 年 7 月 1 日	(〇 月 〇 日)	(〇 月 〇 日)	健康年月日	〒 平成 9 年 7 月 4 日 1 日																																								
事業の種類	官公庁			事業場の名称	敦賀労働基準監督署																																								
事業場の所在地	郵便番号 (914 - 0055) 敦賀市鉄輪町 1 - 7 - 3																																												
健康診断実施機関の名称及び所在地	●●病院 所在地 敦賀市 ●●				在籍労働者数	20 人																																							
従事労働者数	5 人	0 人	5 人	健康コード	10																																								
有所見者数	1 人	0 人	1 人	健康コード																																									
(〇 月 〇 日) (〇 月 〇 日)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実労働による区分</th> <th colspan="2">移転の労働による区分</th> <th colspan="2">定職の労働による区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> <td>0 人</td> <td>5 人</td> </tr> </tbody> </table>										実労働による区分		移転の労働による区分		定職の労働による区分		1	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人	2	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人	3	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人	4	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人	5	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人
実労働による区分		移転の労働による区分		定職の労働による区分																																									
1	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人																																								
2	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人																																								
3	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人																																								
4	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人																																								
5	5 人	0 人	5 人	0 人	5 人																																								
氏 名 所属機関の名称 所在地																																													
事業場名を入力してください 代表取締役 氏名を入力してください 氏名を入力してください																																													

要注意

電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）（裏面）の添付漏れが多発しています。
必ず（裏面）も作成してください。

裏面の作成方法は以下のとおりです。

(1) 「様式追加」ボタンを押す。

This screenshot shows the top portion of the application form. The title bar reads "電離放射線健康診断結果報告書 / 電子申請". Below it, there are instructions in Japanese regarding document preparation and submission methods. A blue button labeled "戻る（メニュー）" (Back (Menu)) is visible. At the bottom left, a red box highlights the "保存印刷" (Save/Print) button, which is pointed to by a large red arrow.

(2) 電離放射線健康診断結果報告書(2ページ)に
チェックを入れ、「設定」ボタンを押す。

様式追加

電離放射線健康診断結果報告書 / 電子申請

☒ 電離放射線健康診断結果報告書【様式第2号（第58条関係）】
 （1）（1ページ）

☐ 電離放射線健康診断結果報告書【様式第2号（第58条関係）】
 （1）（2ページ）

☐ 電離放射線健康診断結果報告書【様式第2号（第58条関係）】
 （2）

☐ 電離放射線健康診断結果報告書【様式第2号（第58条関係）】
 （3）

キャンセル
 設定

(3) 様式第2号(裏面)が追加表示される。

[illegible]

電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）（裏面）の入力を行う。入力、様式に直接入力していく（直観的）。

【電離放射線健康診断結果報告書（裏面）の入力画面】

様式第2号(第58条関係)

受診所見の内訳

項目	実施者数	有所見者数	項目	実施者数	有所見者数
白血球数	男 5 人	0 人	ヘリマツク健	男 5 人	0 人
	女 0 人	0 人		女 0 人	0 人
白血球百分率	男 5 人	1 人	眼	男 5 人	0 人
	女 0 人	0 人		女 0 人	0 人
赤血球数	男 5 人	0 人	皮膚	男 5 人	0 人
	女 0 人	0 人		女 0 人	0 人
赤血色素量	男 5 人	0 人			
	女 0 人	0 人			

実施者数に人数（数字）が入る場合は、「有所見者数」が0名でも、空欄とせず「0」を入力するようお願いします。

様式第2号（表面）（前頁参照）の「有所見者数」の内容と相違がないか**要チェック！**

有所見者数	男	女	計
(受診所見の内訳は次頁に入力すること。)			

書類を添付する必要がある場合は、「書類を添付」ボタンを押す。



添付書類は、
特定の拡張子（DOC、JPEG、JTD、PDF、XLS）
のみ添付が可能です。
必要に応じて変換処理をしてください。

【書類の添付が必要なケースとは】 以下は一例であり、別途監督署からの指示等により求められるケースがあります。

（1）提出遅延が認められる場合

定期健康診断や特殊健康診断結果報告や労働者死傷病報告（休業4日以上）は実施後又は発生後「**遅滞なく**」行わなければならないことが労働安全衛生法において規定されています。

そのため、実施後又は発生後、相当期間経過して報告を行う場合は、当該遅延した理由を記載した様式（遅延理由書：任意様式）を添付する必要があります。

（2）社会保険労務士が提出代行する手続きの場合

要注意

社会保険労務士が提出代行して手続きが行われる場合は、代行証明書（社会保険労務士証票の写し及び提出代行を委託したことを証するもの）を添付する必要があります。

2枚添付する必要あり（どちらか片方だけではNG）

提出する「労働基準監督署」を選択する。



すべての入力が入力完了したら、「内容確認」ボタンを押す。確認画面で最終確認をし、問題がなければ「申請」ボタンを押す。

これにて、電子申請完了です。 お疲れ様でした。

コラム 「申請データを保存」と「一時保存して中段」の使い方

- (1) 「申請データを保存」ボタンを押し、保存したい場所を選ぶ (ZIPファイルで保存される)

- (2) マイページ画面一番下の「作成済みの申請書を読み」ボタンを押す。

- (3) 参照から保存した ZIPファイルを選択し「読み」ボタンを押すことで申請データ呼び出すことができる。(添付ファイルを含め復元される)。

- (1) 確認画面が表示されるので、「OK」ボタンを押す。

- (2) 確認画面が表示されるので、「OK」ボタンを押す。

- (3) マイページ画面に一時保存した案件が表示される。

クリックすることで一時保存した案件を再開できる。

申請手続きが完了した後、申請内容に入力誤りがあったこと（例えば、単純な入力した数字の誤りや提出すべき監督署の選択誤り等）に気づいた場合には、申請データの「**取下げ依頼**」を行うことができます。「取下げ依頼」の手順は以下のとおりです。

マイページの「直近の案件」から「取下げ依頼」したい手続きを選択する。

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

申請案件に関する通知 0件

手続に関するご案内 0件

公文書 0件

電子送達 0件

手続ブックマーク

手続検索からよく申請する手続をブックマークすることができます。

直近の案件

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
到達	202507030103139842	労働 太郎	電離放射線健康診断結果報告／電子申請	2025年7月3日	

既に監督署の審査が完了している場合は、「取下げ依頼」を行うことはできませんのでご注意ください。



「申請案件状況」のステータス欄の「申請取下げ」ボタンを押す。

e-GOV 電子申請

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

到達番号	202507030103139842
法人名	
申請者氏名	労働 太郎
手続名称	電離放射線健康診断結果報告／電子申請
提出先組織	福井労働局、労務労働基準監督署

ステータス：到達

到達／修正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2025年7月3日 01時03分				

「取下げ依頼」画面に遷移するため、「取下げ依頼職氏名」、「取下げ理由」を入力し、「内容を確認」ボタンを押す。

取下げ依頼 取下げ依頼内容確認 取下げ依頼完了

取下げ依頼

到達番号 202507030103139842

法人名

申請者氏名 労働 太郎

手続名称 電離放射線健康診断結果報告／電子申請

提出先組織 福井労働局、労務労働基準監督署

取下げ依頼内容

取下げ依頼者氏名 労働 三郎

取下げ理由 提出先を間違えたため

キャンセル 内容を確認

確認画面で最終確認をし、問題がなければ「提出」ボタンを押す。これで「取下げ依頼」は完了。

取下げ依頼 取下げ依頼内容確認 取下げ依頼完了

取下げ依頼内容確認

取下げ依頼

到達番号	202507030103139842
法人名	
申請者氏名	労働 太郎
手続名称	電離放射線健康診断結果報告／電子申請
提出先組織	福井労働局、労務労働基準監督署

取下げ依頼内容

取下げ依頼者氏名 労働太郎

取下げ理由 試験的運用のため

修正 提出

マイページの「直近の案件」が処理中で表示される。

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

申請案件に関する通知 0件

手続に関するご案内 0件

公文書 0件

電子送達 0件

手続ブックマーク

手続検索からよく申請する手続をブックマークすることができます。

直近の案件

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
到達(取下げ依頼中)	202507030103139842	労働 太郎	電離放射線健康診断結果報告／電子申請	2025年7月3日	

一時保存している申請案件

保存日時	申請データ名	手続名称	区分
2025年7月3日 01時22分	申請 (特化)	特定化学物質健康診断結果報告／電子申請	申請

取下げ依頼 取下げ依頼内容確認 取下げ依頼完了

取下げ依頼完了

依頼日時 2025年7月3日 01時03分

取下げ依頼

到達番号	202507030103139842
法人名	
申請者氏名	労働 太郎
手続名称	電離放射線健康診断結果報告／電子申請
提出先組織	福井労働局、労務労働基準監督署

申請案件状況

Lesson 6 電子申請後の確認

電子申請手続きは、きちんと申請が受理されたことを確認するまでが1セットです。

特に「補正指示」のメッセージが発出されているにもかかわらず未確認である状態（この状態は未受理状態です）が複数の事業場で認められるところですのでご注意ください。

また、電子公文書（電子申請が義務付けられている申請手続きに限る）にはダウンロード期限が決められていますので、この点にも留意していただく必要があります。

電子申請完了後の受付確認の方法を紹介します。

マイページのダッシュボードに新たな通知が届いていないか確認する。通知があればクリックする。

ステータス	別添番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
			労働 太郎	電離放射線健康診断結果報告書／電...	2025年7月3日

保存日時	申請データ名	手続名称	区分
		特定化学物質健康診断結果報告書／電子申請	申請

直近の案件から選択することも可能です。



「メッセージ」や「公文書」欄を確認する。公文書が発出されているものは、速やかにダウンロードする。

到達/補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2019年1月16日 21時46分	2019年1月16日 22時46分	2019年1月17日 12時4分		

発行日時	種別	件名	発出元	取扱状況
2019年1月17日 12時4分	補正	メッセージタイトル	厚生労働省	未読

件名	発行日時	取得期限	取得状況	取得日時	署名有無	詳細
	2019年1月17日 12時4分	2019年3月6日	未取得	-	-	詳細表示

メッセージには以下のパターンがある。

- 1 文書受理（電子申請義務化されていない申請手続き）
- 2 補正指示（申請内容に不備があり、受理できないもの）
指示された内容を修正し改めて申請する必要あり

電子公文書が発出される場合は、当該公文書をダウンロードすることができる。
ただし、**電子公文書は、文書通知後3か月を経過するとe-Govからダウンロードできなくなるため、要注意。**
3か月以内に必ずダウンロードするようにしてください！

- 電子申請が義務づけられている申請手続き（労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告書等）

以下のような電子受付印が押印された**電子公文書**が発出されます。

電子公文書の確認をしないと、審査状態が「審査完了」から「手続終了」に変わりません。



- 電子申請が義務づけられていない申請手続き（電離放射線健康診断結果報告書、特定化学物質健康診断結果報告書等）

電子受付印の押印はありません。処理状況の**メッセージ**として、「令和●年●月●日に提出された●●（報告書名）を受理しました。（●●労働基準監督署）」が発出されますので、本メッセージが受付印扱いになります。

【メッセージ例】

【令和●年●月●日】
令和●年●月●日に提出された電離放射線健康診断結果報告書を受理しました。（労務労働基準監督署）